

### 3 日韓関係

#### (1) 徴用工訴訟問題

①第二次世界大戦下に強制労働させられた朝鮮人への賠償問題

②日韓請求権協定（1965年）で解決済みのはず？

- ・（韓国）2020年韓国の大法院が新日本製鉄に対して賠償命令。

- ・（日本）日韓請求権協定に基づく仲裁手続きを要求。

#### (2) 従軍慰安婦問題

①河野談話（1993年）

- ・河野洋平官房長官が慰安婦の問題について韓国側に謝罪。

②村山内閣がアジア女性基金への運営費協力を表明（1995年）

③慰安婦問題の日韓合意（2015年12月）

- ・韓間の慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を合意。

④韓国が日韓合意を再検討（2017年5月）

- ・文在寅大統領が安倍晋三首相に日韓合意の再検討を示唆。

⑤韓国の大法院が日本政府に慰謝料支払いを命じる（2021年1月）

#### (3) 日韓関係の悪化

①韓国をホワイト国から除外（2019年7月）

- ・貿易管理上の優遇処置を受けられるホワイト国のリストから韓国を除外。

②韓国がGSOMIA破棄（2019年8月）→撤回

- ・韓国が日本との軍事情報に関する包括的保全協定GSOMIAの破棄を宣言。

- ・協定失効直前で破棄を撤回。

### 4 WHO

#### (1) 設立と機関の概要

①設立年月日

- ・1947年4月7日設立（4月7日は世界保健デー）

- ・本部はスイスのジュネーブ

②設立活動内容と目的

- ・すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することが目的。

- ・情報の収集公開や国際基準の設定。

- ・多国間協力の推進。

- ・災害時緊急対策。

- ・感染症対策。

### ③組織

- ・国際連合の専門機関
- ・最高意思決定機関→総会
  - 加盟国全てが代表を送ることができる。
  - 2/3 の多数によって条約や協定の締結可
- ・加盟国→194 カ国（2021 年 4 月調べ）

## (2) コロナウイルスと WHO

### ①WHO のコロナウイルスの認定

- ・2020 年 1 月 14 日に新型コロナウイルスを認定
- ・2020 年 2 月 11 日新型コロナウイルスが引き起こす病状について「COVID-19(コヴィッド・ナインティーン)」と命名。
- ・2020 年 3 月 11 日パンデミック(世界的大流行)と評価。
- ・2020 年 5 月 25 日テドロス事務局長が日本の感染対策を高評価。
- ・2021 年 3 月 30 日テドロス事務局長が武漢の研究所からのウイルス漏洩について、「最も低い仮説」と評価。
  - 日米を含む 14 カ国が共同声明で抗議。

### ②COVAX (コバックス)

- ・ワクチンの供給を公平にする取り組み。

## 5 日本の最新技術

### (1) 科学技術とコンピューター技術

#### ①第 5 期科学技術基本計画で Society 5.0 を発表

- ・サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合。
- ・科学技術イノベーション基本計画が閣議決定され、2021 年から 5 年間にわたり実行。

#### ②2020 年、ムーンショット型研究開発がスタート

- ・ムーンショット型→月面着陸のように困難だが成功すると大きなインパクトを与える計画のこと。

### (2) デジタルの技術

#### ①2021 年、日本のスーパーコンピューター「富岳」が複数部門で世界 1 位に

- ・共用開始され、気象予測に利用。
- ・HPC に関する国際会議「SC21」において。
  - HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング：高性能計算技術）に関する国際会議

## ②脳からの信号を認知して作動するロボット、BMIにおいても日本がリード

- ・超高齢化社会に対応

### (3) 宇宙開発技術

#### ①2020年、小惑星探査機「はやぶさ2」が帰還

- ・小惑星の表面土壌と地中土壌から土石を採取。

#### ②2020年に「HⅡ-B（エイチツービー）」の9号機打ち上げ

- ・日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）と三菱重工業が共同開発したもので、官民がはじめて対等な立場で開発したロケット。
- ・宇宙ステーション補給機打ち上げ用液体燃料ロケットで、使い捨て型となる。

#### ③最先端のロケットが「H3」を開発

- ・H3は従来のロケットに比べて高信頼性な上に低価格である点で注目を集めている。

## 6 女性

### (1) 女性活躍推進法

#### ①目的

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

#### ②2016年4月に施行された10年間の時限立法

- ・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%にする目標。  
→達成ならず。
- ・欧米諸国は女性管理職の割合が40%程度。

#### ③実施対象

- ・対象
  - 常時雇用される労働者が301人以上の企業は義務。
  - 常時雇用される労働者が101人以上の企業は努力義務。

#### ④内容

- ・自社の女性の活躍状況の把握、分析。  
→女性採用比率／勤続年数男女差／労働時間の状況／女性管理職比率。
- ・行動計画の策定と情報公表。
- ・行動計画の労働局への提出。
- ・罰則はなし。